



2026年6月12日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 モ ダ リ ス
 代 表 者 代 表 取 締 役 C E O 森 田 晴 彦
 (コード：4883、東証グロース)
 問 合 せ 先 執 行 役 員 中 島 陽 介
 (TEL. 03-6231-0456)

第三者割当による第19回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行価額の払込完了に関するお知らせ

当社は、2026年5月27日開催の取締役会において決議しました、EVO FUND（以下「EVO FUND」又は「割当先」といいます。）を割当先とする第19回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2026年6月12日に発行価額の総額（2,640,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2026年5月27日公表の「第三者割当による第19回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第2回無担保社債（私募債）の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

<本新株予約権の概要>

(1) 割当日	2026年6月12日
(2) 発行新株予約権数	240,000個
(3) 発行価額	総額2,640,000円（新株予約権1個あたり11円）
(4) 当該発行による潜在株式数	24,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は28円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は24,000,000株であります。
(5) 調達資金の額	1,331,640,000円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、56円 本新株予約権の行使価額は、割当日の2取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）後に初回の修正がなされ、以後1取引日が経過する毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本項に基づく修正が行われる場合、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「価格算定日」といいます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（終値が存在しない場合、その直前取引日の終値）の100%に相当する金額（以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。 また、いずれかの価格算定日に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されます。

	<p>但し、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、1取引日が経過する毎に、本新株予約権の発行要項第10項第(1)号に準じて行使価額は修正されます。</p> <p>また、上記各記載にかかわらず、本新株予約権の行使が、取引所の有価証券市場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記各記載の計算によると当該行使に係る行使価額が2026年5月27日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（本新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当又は併合が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。）（以下「発行決議日終値」といいます。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。</p>
(7) 募集又は割当て方法 (割当先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) 権利行使期間	2026年6月15日から2027年3月15日までです。
(9) その他	<p>(1) 当社は、割当先との間で、行使停止条項、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会の決議による当社の承認を要すること等を規定する本新株予約権の買取契約を締結しております。</p> <p>(2) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日から1ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）の2週間以上前に本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われます。）、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。</p> <p>上記「(8) 権利行使期間」欄で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で取得します。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われな
ない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記
調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新
株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権
の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以 上